

健康管理手帳・船員健康管理手帳所持者のみなさまへ

令和7年10月1日以降に受診する
健康管理手帳の受診旅費の支払い額が変更となります。

以前からの主な変更点等

1：自家用自動車を使用した場合

自家用自動車を使用した場合、支払額が従来の「37円/km」から実費支給（燃料代、高速道路料金、駐車場料金）に変更となります。

- ※ 燃料代の金額は、領収書の添付等により適切に算出することが可能な場合は、その算出方法によりますが、それが困難な場合は「18円/km」の計算になります。
- ※ 高速道路料金・駐車場料金の支給を申請いただく場合は、領収書等を提出いただく必要があります。（ETC利用証明書の提出でも構いません。）

2：鉄道を使用した場合

鉄道を使用した場合、従来は普通旅客運賃のみ支払い対象としていましたが、急行・特急料金も新たに支払い対象となります。なお、申請に当たっては、領収書等を提出いただく必要があります。

- ※ グリーン車等の支払いは従来どおり対象外となります。

3：宿泊を要する場合

宿泊を要する場合、従来の「1日6,600円」から「1日16,000円」（神奈川県内の場合）を上限とした実費に変更となります。

- ※ 宿泊する都道府県ごとに異なるため、他の都道府県に宿泊する場合はご連絡ください。

※国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことを受け、本制度による受診旅費の支払額も変更するものです。

※旅費についてのお問い合わせ
神奈川労働局健康課 ☎045-211-7353